

高齢者を狙った



振り込め詐欺、還付金詐欺、悪質な電話勧誘に有効

特殊詐欺対策電話機等の購入費の一部を補助します

特殊詐欺対策電話機等とは？

「この通話は、犯罪被害防止のため、録音されます」などの音声流れ、自動的に通話内容を録音する“自動応答録音装置”などの対策機能を有する電話機や、固定電話に接続する補助機（撃退機器）のことをいいます。



犯人は録音を嫌がります！

補助の対象となる方

次の要件をすべて満たす方が補助の対象になります。

- 壬生町に住民登録のある65歳以上の方、または同一世帯の方
- 特殊詐欺対策電話機等の購入日から1年以内であること
- 世帯員全員に町税の滞納がないこと

補助金額

購入費の 2分の1（100円未満切り捨て）※購入費には消費税も含まれます。

上限額 5,000円

※補助金の交付は1世帯1回限りです。

申請方法

町生活環境課で申請してください。

【申請に必要なもの】

- ・補助金交付申請書（生活環境課にあります。町公式ウェブサイトからダウンロードもできます。）
- ・領収書（申請者の氏名、品名、店舗名および日付の記載のあるもの）
- ・購入した機器の機能が確認できる書類（説明書等またはカタログの写し）
- ・印鑑
- ・申請者の通帳等、振込先の分かるもの



問い合わせ先 壬生町 生活環境課 暮らし安心係

☎ 0282-81-1826

STOP! 特殊詐欺